令和７年度 短期集中通所口腔ケアサービス手順変更説明会
令和８年３月１０日（火）

介護予防ケアマネジメント及び
短期集中型サービスの変更点について

広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課

短期集中型サービスの種類

区分	専門職	内容
短期集中通所口腔ケアサービス	歯科医師、歯科衛生士等	口腔機能
短期集中予防支援訪問サービス	リハビリ専門職、管理栄養士	居宅生活における生活機能
短期集中運動型デイサービス	リハビリ専門職等	運動機能

短期集中型サービスの目的と特徴

・**自立支援・重度化防止**を目的とした総合事業のサービス
・専門職が３～６か月の短期間に集中的な支援を行う

短期集中型サービスを中心に、本市の自立支援の取組について見直しを行いましたので、見直し内容の全体をご説明します。

スライド上の表記について

地域包括支援センター等：　地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
サービス事業者：　歯科医療機関など短期集中型サービス実施事業者

01　現行の取組状況

02　見直しの背景

03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

01　現行の取組状況

02　見直しの背景

03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

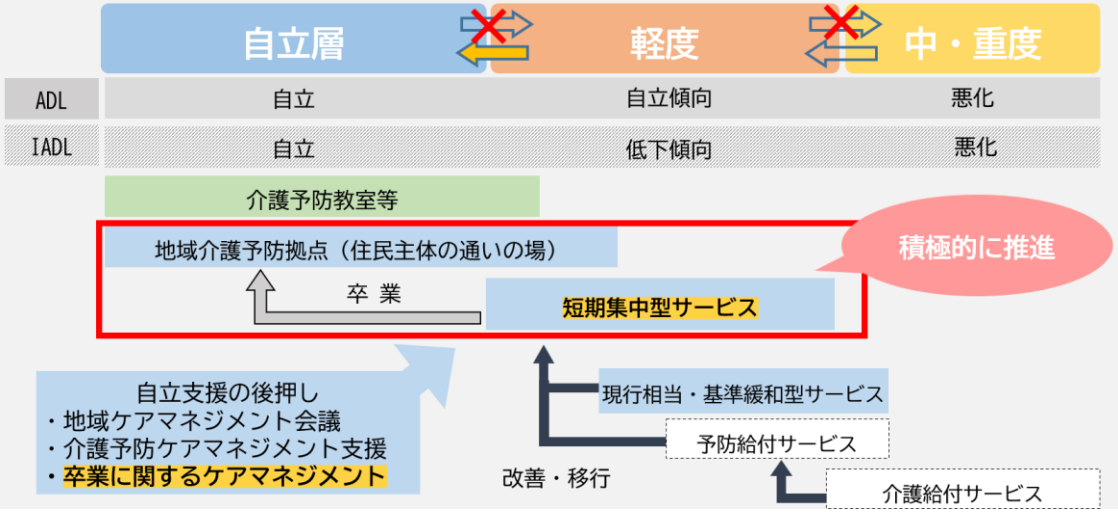
自立支援に資する介護予防の取組として、短期集中型サービス、卒業に関するケアマネジメントを推進

広島市における自立支援の取組

・自立支援は介護保険制度の基本理念

・対象者の状態像に応じて改善を図り、改善した場合は地域へのつなぎを図る

・**「短期集中型サービス」及び「卒業に関するケアマネジメント」は、自立支援において重要な取組**



短期集中型サービスとは

・**自立支援・重度化防止を目的とした総合事業のサービス**

・専門職が３～６か月の短期間に集中的な支援を行う

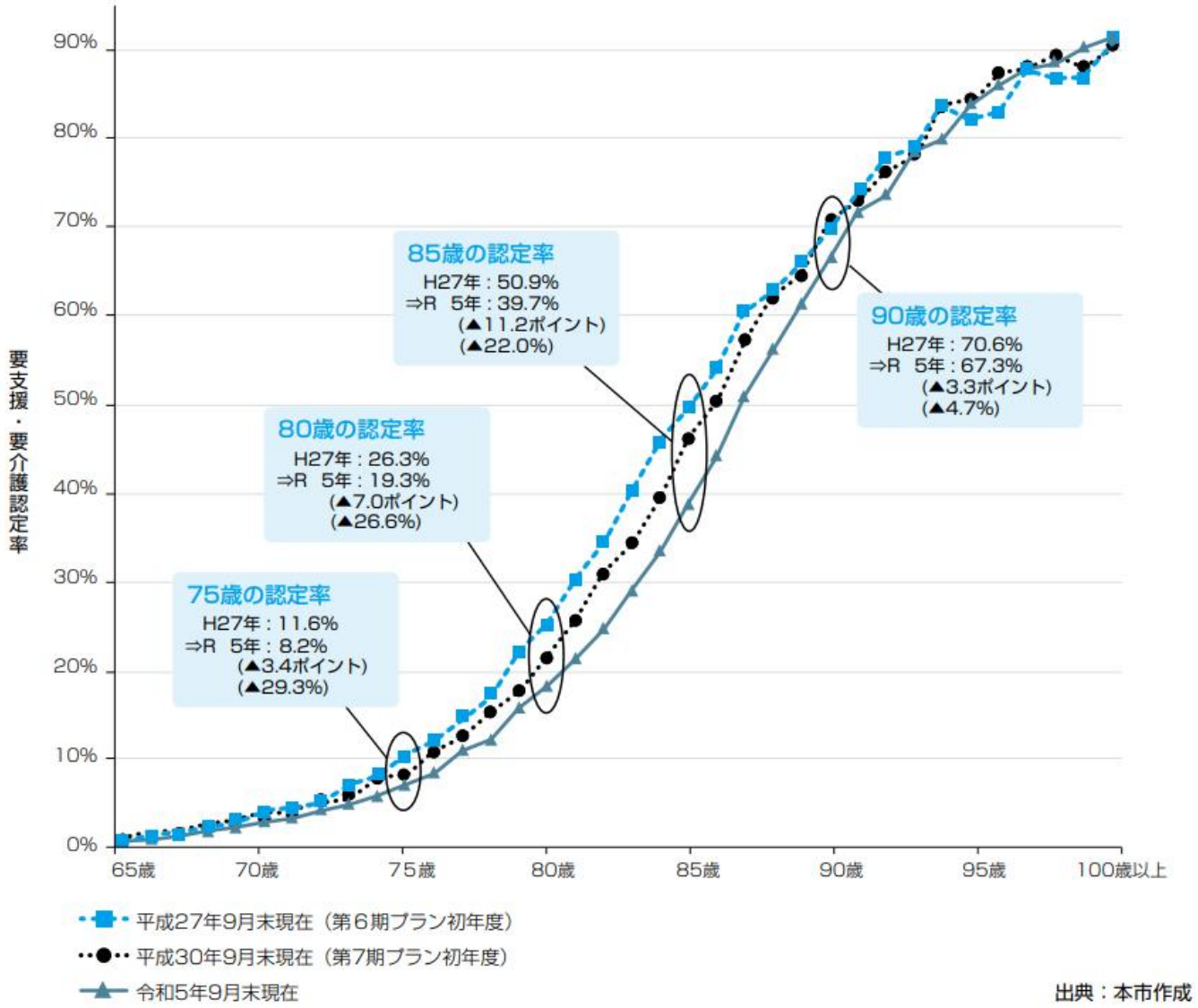
・広島市では、短期集中予防支援訪問サービス、短期集中運動型デイサービス、短期集中通所口腔ケサービスを実施し、運動・栄養・口腔機能などに幅広くアプローチ

卒業に関するケアマネジメントとは

・**自立支援に資するケアマネジメントを評価する地域包括支援センター等へのインセンティブ**

・生活機能等の改善により介護保険サービスの利用を終了した者に対し、一般介護予防事業への参加や自主的な介護予防の取組に移行し、主体的に継続するためのケアマネジメントを行い、その取組が３か月以上継続している場合に742単位（7,939円）を請求可能

介護予防の取組により要介護認定率は減少傾向

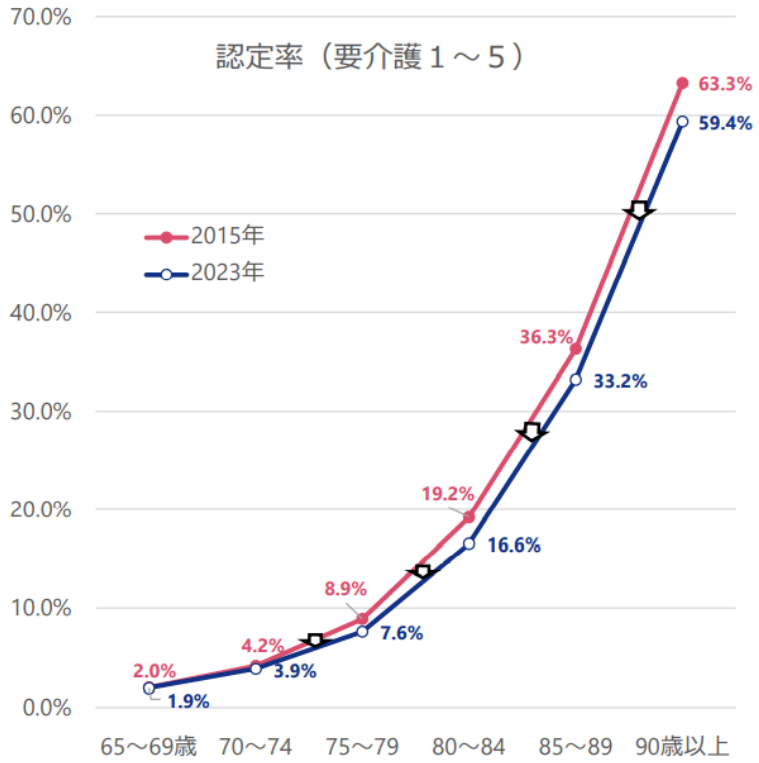


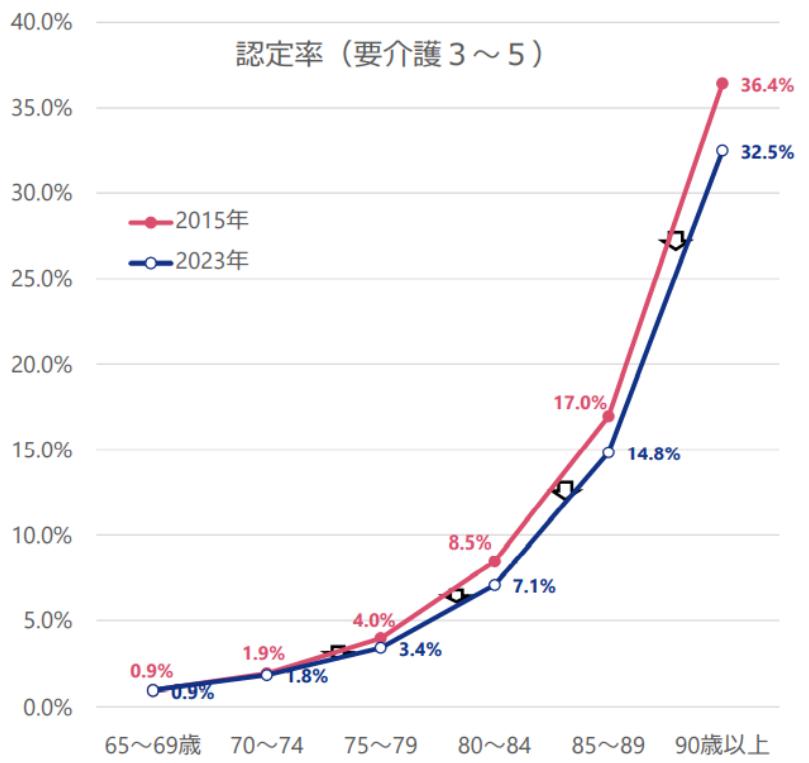
出典：本市作成

介護予防の取組により要介護認定率は全国的に減少傾向

国資料

第１号被保険者の年齢階級別認定率（人口に対する認定者数の割合）の変化
（介護保険事業状況報告月報及び人口推計から作成）





	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
①2015年	2.0%	4.2%	8.9%	19.2%	36.3%	63.3%
②2023年	1.9%	3.9%	7.6%	16.6%	33.2%	59.4%
②-①	0.0%	-0.3%	-1.3%	-2.6%	-3.1%	-3.9%

	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
①2015年	0.9%	1.9%	4.0%	8.5%	17.0%	36.4%
②2023年	0.9%	1.8%	3.4%	7.1%	14.8%	32.5%
②-①	0.0%	-0.1%	-0.6%	-1.4%	-2.1%	-3.9%

※　各年の9月末日時点の認定者数（介護保険事業状況報告月報より）及び10月１日時点の人口（人口推計より）から作成

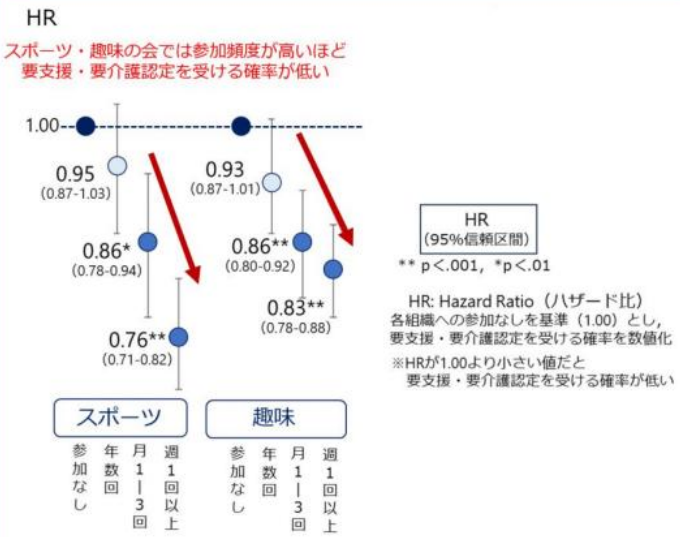
介護予防の取組に効果があることが近年検証されている

国資料

通いの場への参加による介護予防の効果（概要） – 日本老年学的評価研究(JAGES)の知見から(2023年9月時点)

・スポーツ・趣味の会では参加頻度が高いほど 6年後に要支援・要介護認定を受ける確率が低かった。
・通いの場参加者では3年後の生活機能が良好で、趣味、老人クラブ、学習・教養サークル、ボランティア参加頻度が高く、会った友人の数が多かった。

①スポーツ・趣味の会への参加と要介護リスクの抑制



・スポーツ・趣味の会では**参加頻度が高い**ほど 6年後に
要支援・要介護認定を受ける確率が低かった

出典:Ide K, Tsuji T, Kanamori S, Watanabe R, Iizuka G, Kondo K. Frequency of social participation by types and functional decline: A six-year longitudinal study. Arch Gerontol Geriatr. 2023 Sep;112:105018.

②通いの場への参加による健康行動・暮らしの変化

1. 身体/認知的健康		2. 精神的健康		5. 利他的行動	
死亡		うつ兆候	↓ **	ボランティア	↑ ***
認知症		希望なし		特技伝達	↑ **
全認定		3. 心理的ウェルビーイング		6. 健康行動	
要介護2以上		幸福感		喫煙	
残存歯数19本以下		人生の満足度		肉魚摂取頻度	
主観的健康感良好		4. 社会的ウェルビーイング		野菜果物摂取頻度	↑ **
BMI（Body Mass Index）		スポーツ	↑ **	歩行時間	
生活機能※1	↑ ***	趣味	↑ ***	健診・検診	↑ *
高血圧		老人クラブ	↑ ***	N＝4,232（通いの場参加：15.5%）	
脳卒中		学習・教養	↑ ***	※1：応用的な日常動作（買い物，金銭管理，病人を見舞うなど）	
心疾患		友人と会う頻度	↑ **		
糖尿病	↓ *	会った友人の数	↑ ***	p値（結果の確からしさ）	
高脂血症		外出頻度	↑ *	*** <0.0015	
呼吸器疾患		情緒的サポート		** < 0.01	
		手段的サポート		* < 0.05	

・通いの場参加者では3年後の**生活機能が良好で、趣味、老人クラブ、学習・教養サークル、ボランティア参加頻度が高く、会った友人の数が多く、健康行動も改善**

出典:Ide K, Nakagomi A, Tsuji T, Yamamoto T, Watanabe R, Yokoyama M, Shirai K, Kondo K, Shiba K. Participation in Community Gathering Places and Subsequent Health and Well-being: An Outcome-wide Analysis, Innovation in Aging, 2023;igad084, https://doi.org/10.1093/geroni/igad084.

短期集中型サービスは効果的な取組として国の検討会で紹介

大分県の事例：「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第2回）資料4

日本一のおんせん県おおいた

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会（第２回）	資料４
令和７年２月３日	

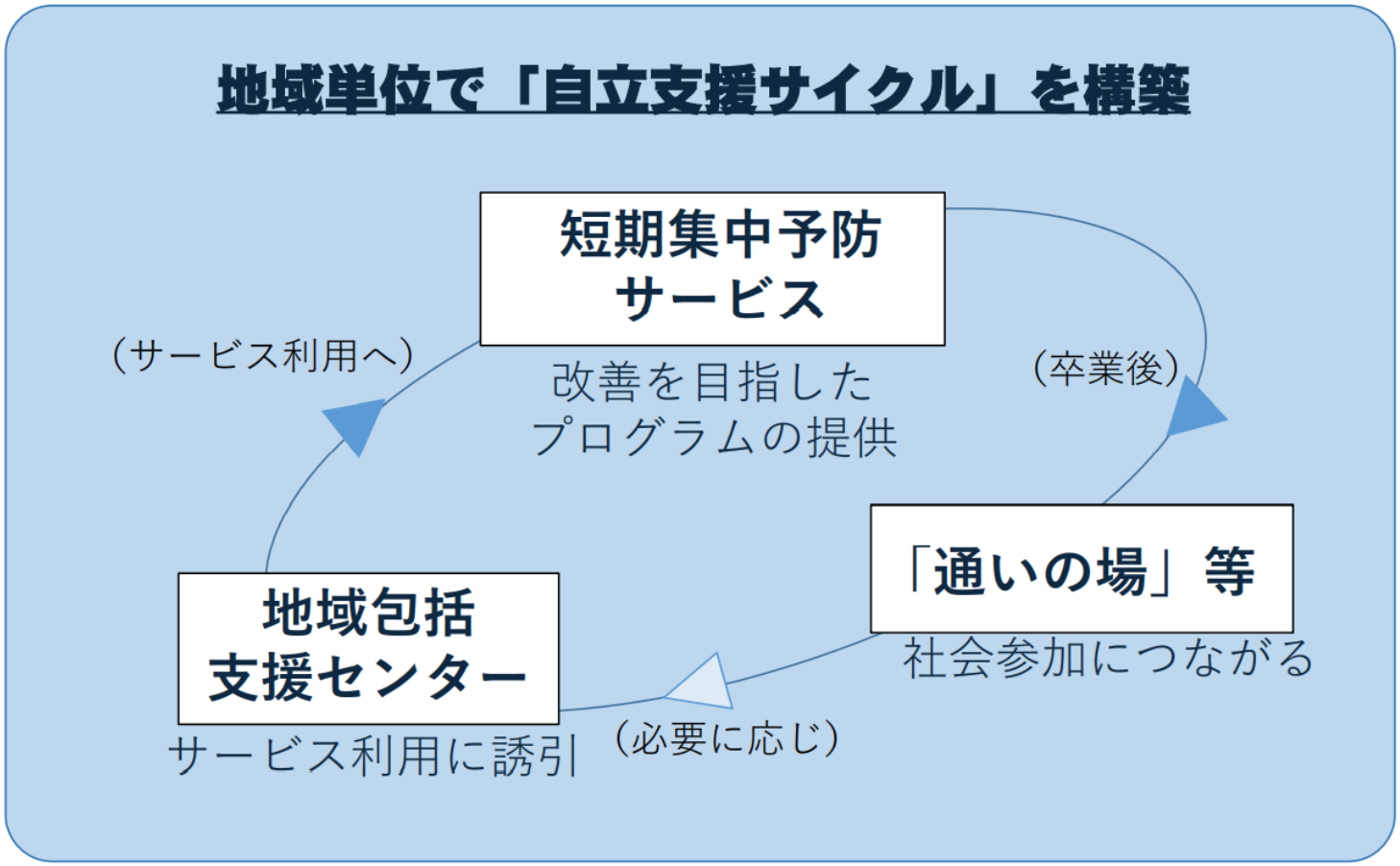
大分県における介護予防・自立支援に向けた取組



大分県では「自立支援サイクル」の構築に向けて取組

大分県の事例：「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第2回）資料4

大分県の目指す姿

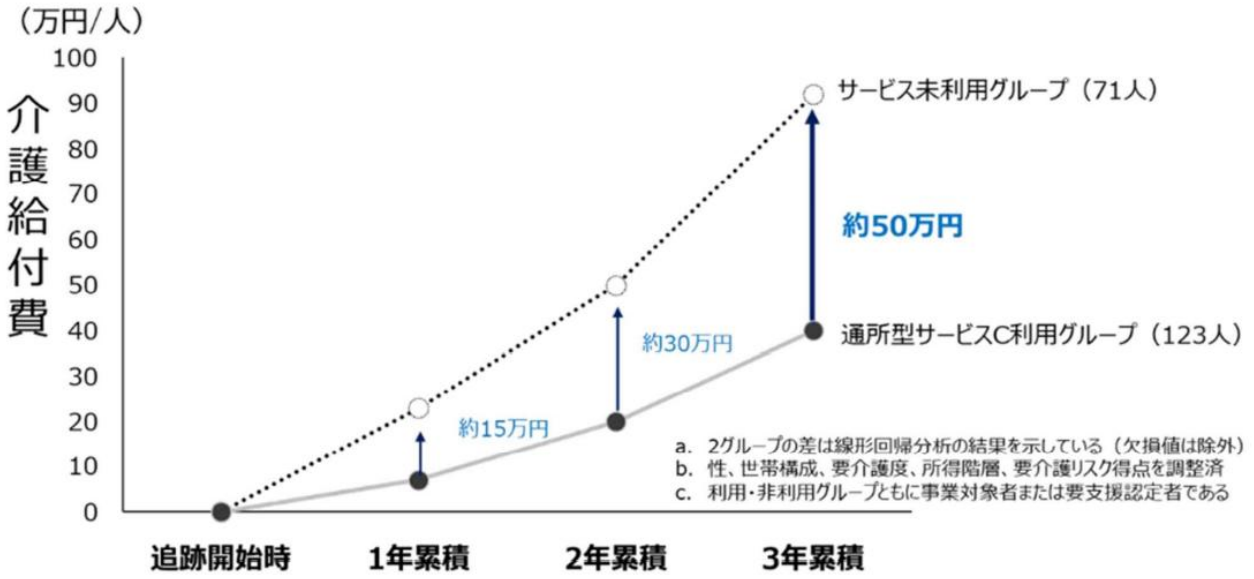


短期集中型サービスの利用で要介護リスク・介護給付費が減少

大分県の事例：「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第2回）資料4

大分県竹田市における通所型サービスC（短期集中予防サービス）の効果検証
～　要介護リスクが低減し、介護給付費が適正化　～
（調査検証団体：JAGES機構、日本福祉大学、オムロン株式会社）

利用グループの３年間の１人あたりの介護給付費は未利用グループを基準に約50万円低い



サービス未利用グループの介護給付費の累積値は、利用グループと比較して、1年目、2年目における差より3年目の方が大きくなっており、介護給付費の適正化効果は3年目以降により大きな差となることが推測される。

（出典）オムロン株式会社ホームページ

01　現行の取組状況

02　見直しの背景

03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

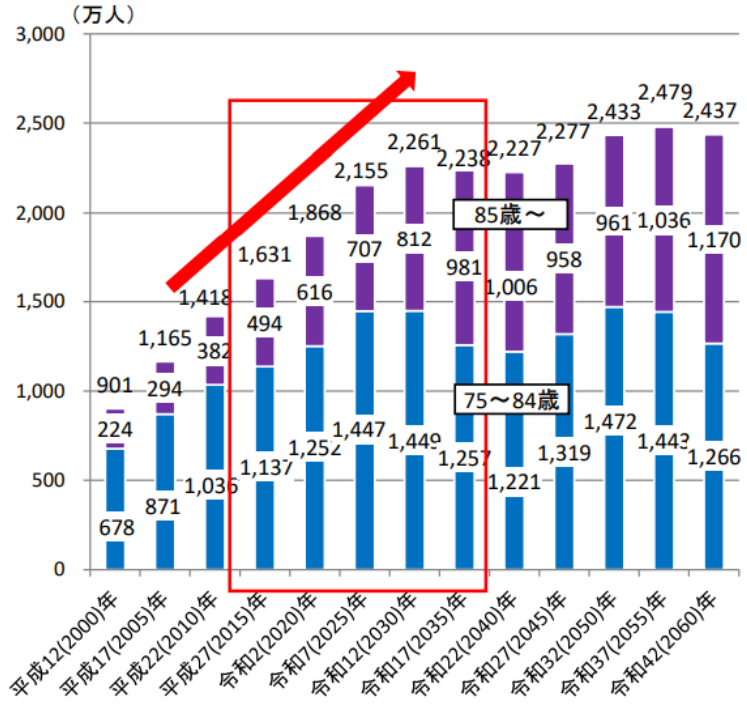
今後は要介護リスクの高い８５歳以上人口が急増

国資料

今後の介護保険をとりまく状況（２）

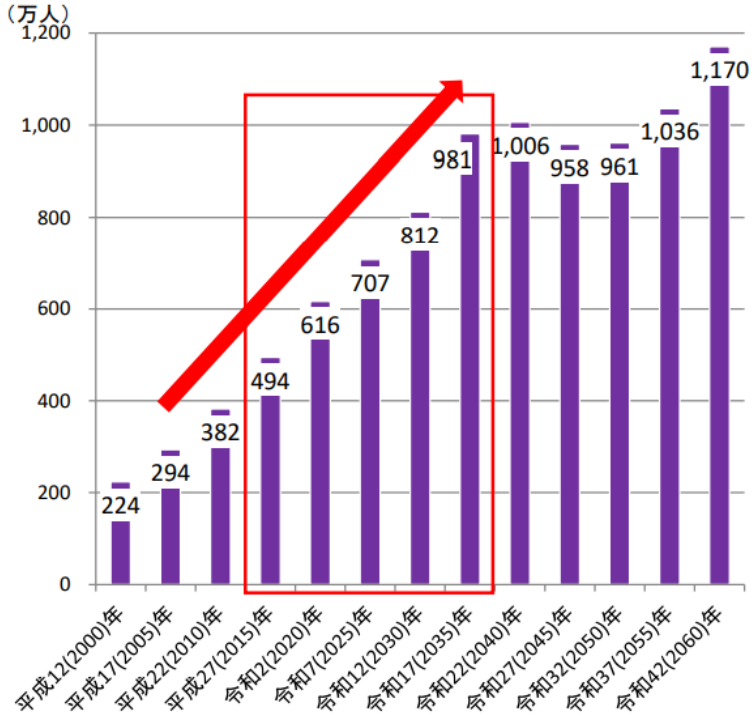
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間も、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



（資料）将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5(2023)年4月推計）出生中位（死亡中位）推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」（年齢不詳人口を按分補正した人口）

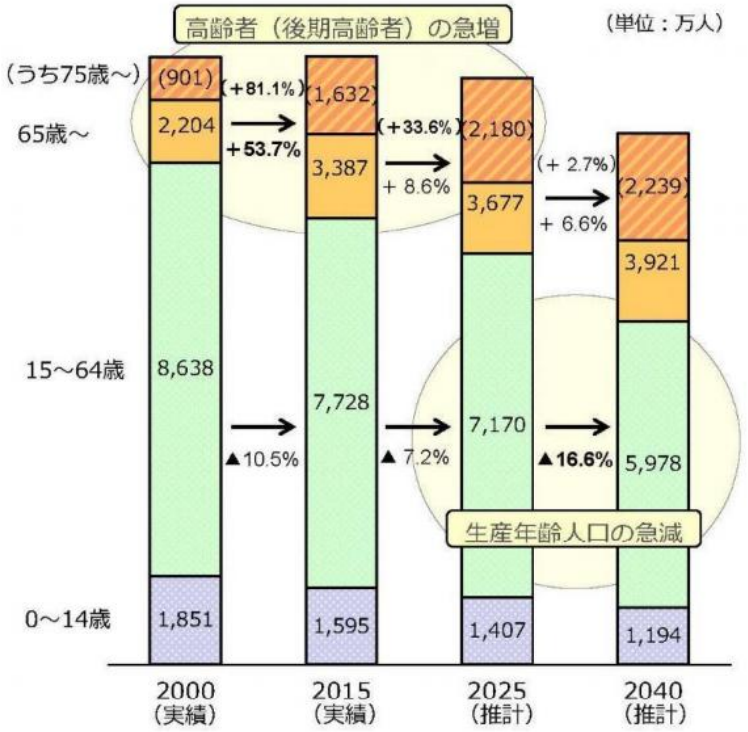
現役世代は急減し介護人材（専門職）の不足が深刻化

国資料

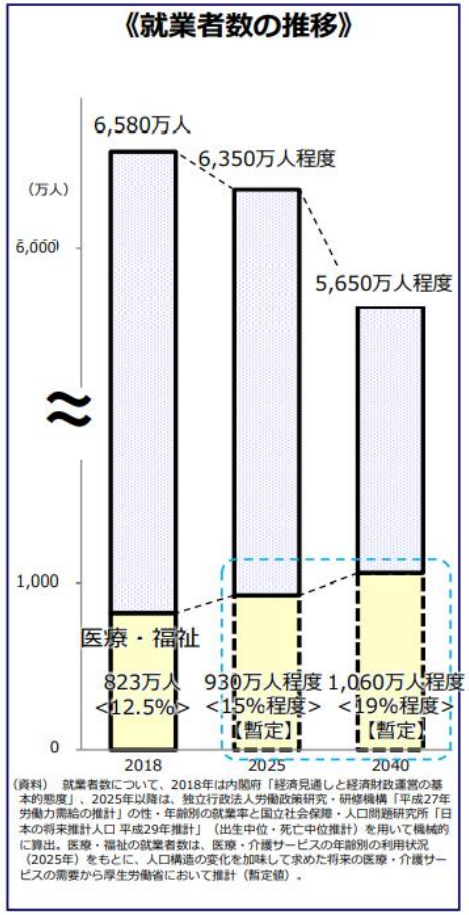
今後の介護保険をとりまく状況（４）

○人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

【人口構造の変化】



（出典）総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」



（出典）平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料（厚生労働省）

国は介護保険制度の持続可能性の確保を見据え、サービスを充実し、介護予防を推進するための見直しを検討

目指す姿

持続可能な介護保険制度

課題

介護人材不足が深刻化
- 要介護者の増加
- 生産齢人口の減少

国の見直しの方向性

多様なサービス・活動の充実（サービスの供給↑）

介護予防の推進（介護保険サービスの需要↓）

国は利用調整に係るプロセスの簡略化を通じて、短期集中型サービスを含む多様なサービス・活動の利用を促進

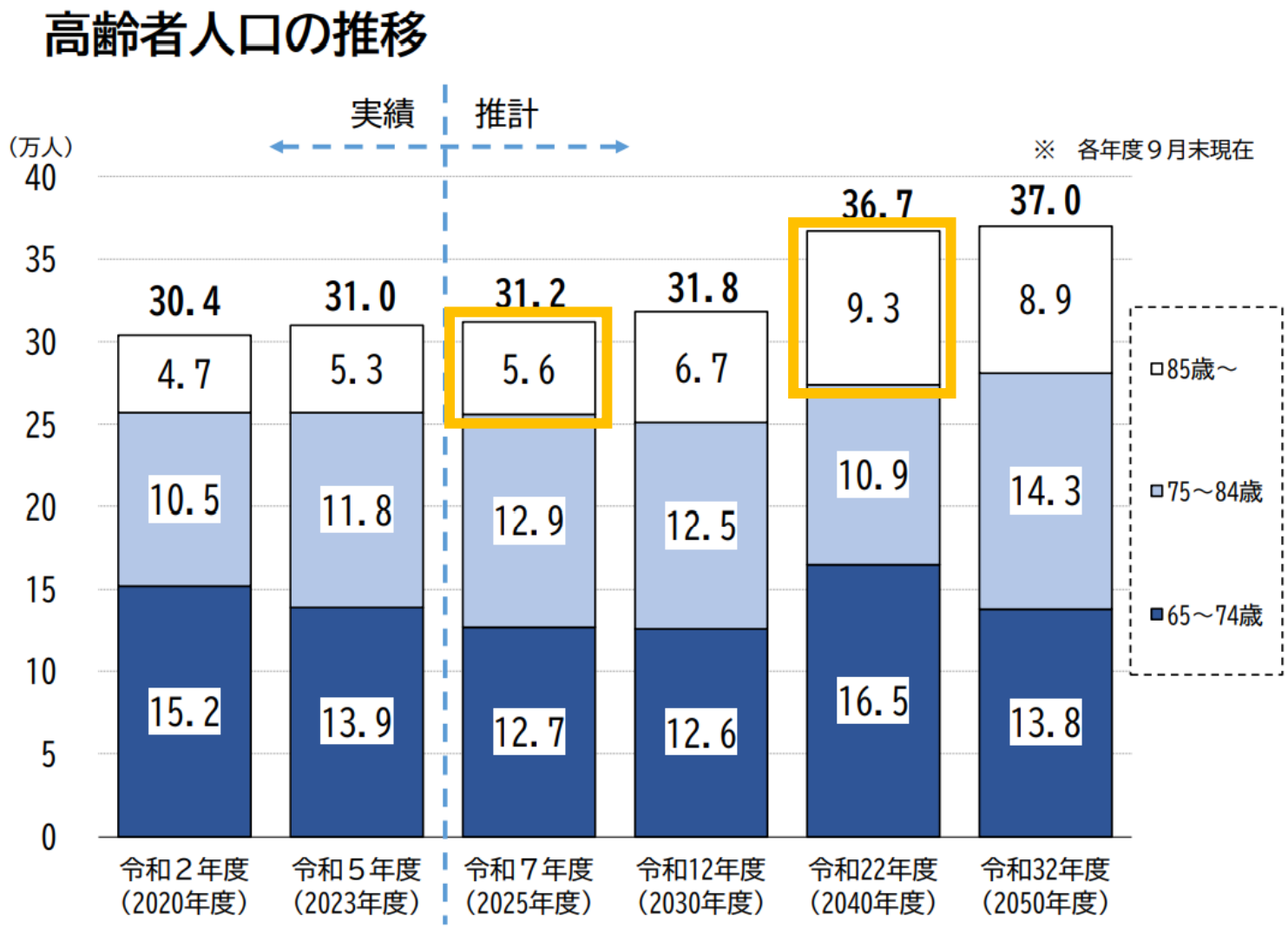
主な改正内容

① 短期集中型サービス（サービス・活動C）は、ケアマネジメントAからBに変更
② ケアマネジメントBは、ケアプランの省略等が可能

改正の趣旨

ケアプラン要 （ケアマネジメントA）	ケアプラン不要 （ケアマネジメントB） （ケアマネジメントC）
従前相当サービス	多様な主体によるサービス・活動 住民主体によるサービス・活動 短期集中型サービス

広島市でも今後は要介護リスクの高い８５歳以上人口が急増



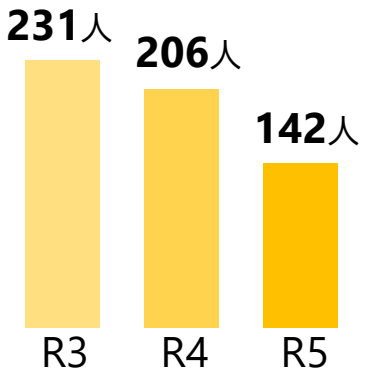
出典：広島市作成

自立支援の取組が十分に進んでいない

短期集中型サービス

① 現状の課題

- 利用者数が減少傾向
- 取組状況の地域差が大きい



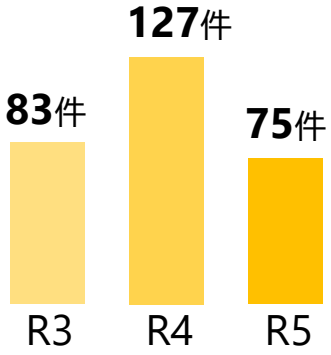
② 理由

- **利用期間が短いため、地域包括支援センター等にとって収益につながりにくい**
- 圏域内にサービスを提供する事業所が少ない

卒業に関するケアマネジメント

① 現状の課題

- 請求件数が横ばい
- 取組状況の地域差が大きい



② 理由

- **算定要件が厳格である**
- 利用者や家族に自主的な介護予防の取組の必要性を理解してもらうことが難しい

01　現行の取組状況

02　見直しの背景

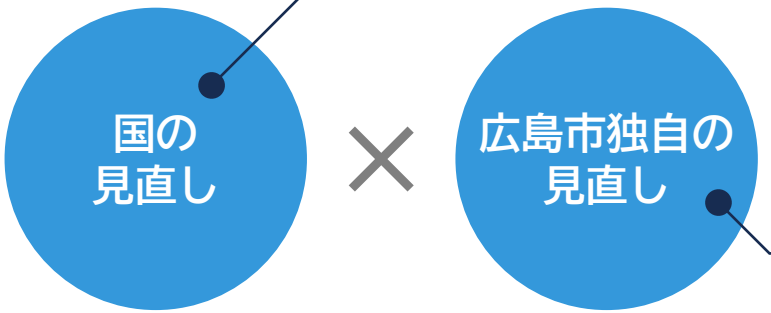
03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

制度の簡略化やインセンティブにより自立支援の取組を促進

見直し内容



介護予防ケアマネジメントの見直し

・短期集中型サービスをケアマネジメントＢに設定

・ケアマネジメントＢのプロセスの簡略化

介護予防ケアマネジメントの見直し

・ケアマネジメントＢにおける加算の創設

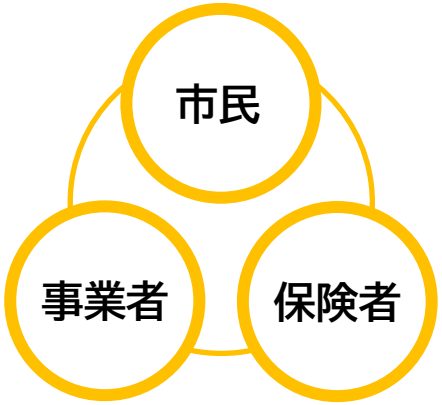
・卒業に関するケアマネジメントの算定要件の緩和

短期集中型サービスの見直し

・卒業に関するケアマネジメントを実施した場合のサービス事業者を対象とした加算の創設

目指す姿

市民	その人らしい自立した生活の実現
事業者	自立支援に取り組みやすい環境で対象者を支援
保険者	介護給付費が削減され介護保険制度の持続可能性を確保



01　現行の取組状況

02　見直しの背景

03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

介護予防ケアマネジメントの見直し内容一覧

① 介護予防ケアマネジメントの類型の見直し
（短期集中型サービスをケアマネジメントＢに設定等）

② ケアマネジメントＢのプロセスの簡略化

③ ケアマネジメントＢにおける加算の創設

④ 卒業に関するケアマネジメントの算定要件の緩和

サービス・活動Cの短期集中型サービスは、ケアマネジメントBに変更
サービス・活動Aは、ケアマネジメントAに変更

対象：地域包括支援センター等

	ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）	ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）	ケアマネジメントC（初回のみのケアマネジメント）
現　状	従前相当サービス 訪問介護サービス １日型デイサービス サービスC 短期集中予防支援訪問サービス 短期集中運動型デイサービス 短期集中通所口腔ケアサービス	多様な主体による緩和型サービスA 生活援助特化型訪問サービス 短時間型デイサービス	サービスB 住民主体型生活支援訪問サービス
見直し後	従前相当サービス 訪問介護サービス １日型デイサービス サービス・活動A 生活援助特化型訪問サービス 短時間型デイサービス	サービス・活動C 短期集中予防支援訪問サービス 短期集中運動型デイサービス 短期集中通所口腔ケアサービス	サービス・活動B 住民主体型生活支援訪問サービス

考え方		
	サービス・活動C（短期集中型サービス）	地域包括支援センターの業務負担軽減を図り、対象者を適切にサービスにつなげることが大切との考えの下、ケアマネジメントBの対象サービスとする。
	サービス・活動A	国改正に従い、ケアマネジメントAの対象サービスとする。（「ケアプランと第１号事業費が連動する場合」のサービス・活動Aは、ケアマネジメントAの対象サービスとなる。）

ケアマネジメントＢのプロセスを簡略化し、短期集中型サービスへのつなぎを促進

対象：地域包括支援センター等

ケアマネジメントＢの簡略化の内容

- ケアプランの作成を省略
- サービス担当者会議を簡略化
- モニタリングを簡略化

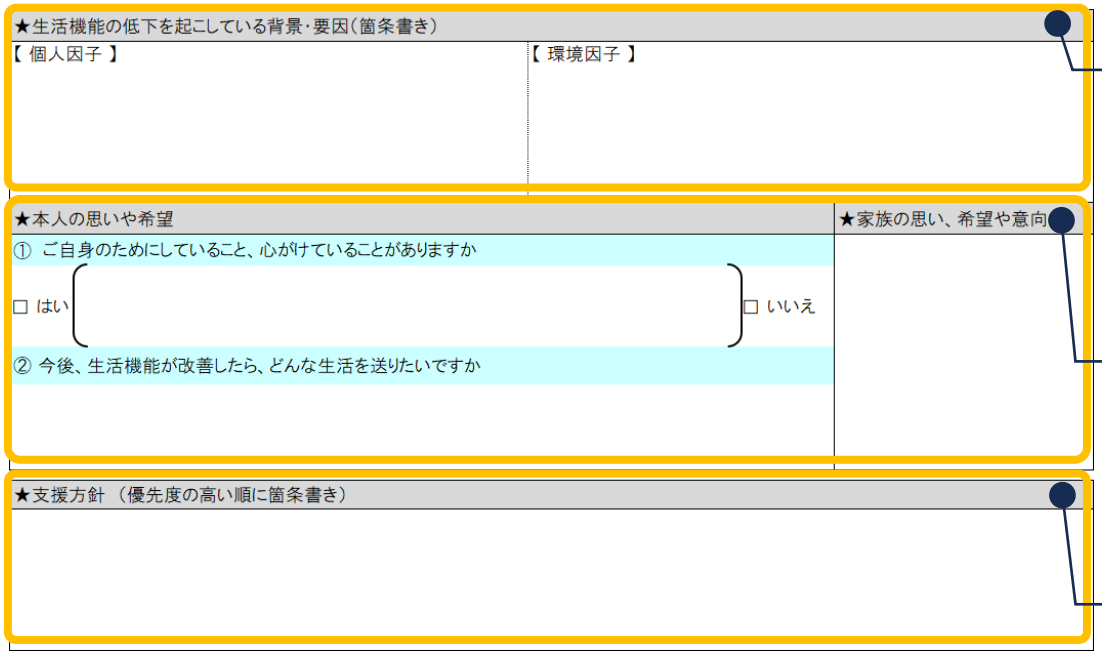
参考：ケアマネジメントＢの対象サービス
- 短期集中予防支援訪問サービス
- 短期集中運動型デイサービス
- 短期集中通所口腔ケアサービス

	アセスメント	ケアプラン原案作成	サービス担当者会議	利用者への説明・同意	ケアプラン原案確定・交付	サービス提供	モニタリング	評価
現　状	○	○	○	○	○	○	○	○
見直し後	○	ー	事業者との連携で可	アセスメント等の際に、同意を得ておく。	ー	○	定期的な活動状況の把握等	ー

アセスメントシートから利用者の目標等を正しく把握し、短期集中型サービスにおける個別プランに反映する

特に大切な項目

★生活機能の低下を起こしている背景・要因、 ★本人の思いや希望、 ★家族の思い、希望や意向、 ★支援方針



「**できること・強み**」にも着目し、今ある能力を活かした支援を行うことで、本人の自立度や意欲の向上につなげる。

本人の目標を把握し、目標達成に向けた個別プランを作成し、支援を行う。

短期集中型サービスだけでなく、**全体の支援方針**を確認した上で、支援方針に沿った働きかけを行う。

他のサービス（住民主体型生活支援訪問サービスを除く）と併用する場合は、簡略化の対象外となるので注意が必要

簡略化したケアマネジメント（ケアマネジメントＢ）の対象について

従前どおり （介護予防支援・ケアマネジメントＡ）	簡略化 （ケアマネジメントＢ）
・介護予防サービスと併用 ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護　など ・サービス・活動事業と併用（住民主体型生活支援訪問サービスを除く） ・訪問介護サービス ・生活援助特化型訪問サービス ・１日型デイサービス ・短時間型デイサービス	・短期集中型サービスのみを利用 ・住民主体型生活支援訪問サービスと併用

ケアマネジメントＢにおける加算を創設し、短期集中型サービスへのつなぎを促進

対象：地域包括支援センター等

名称

短期集中予防支援加算

算定要件

ケアマネジメントＢを実施し対象者が短期集中型サービスを利用した場合に初月のみ算定

単位数

３００単位

加算創設の考え方

短期集中型サービスの利用が低調な理由として、**短期集中型サービスが他の総合事業のサービスと比べ短期間の利用であるにも関わらず、１件の利用調整に係る報酬が同額に留まることが、積極的な利用の妨げになっている**と考えられる。このため、短期集中型サービスの利用調整に係る報酬として、新たな加算を創設する。

卒業に関するケアマネジメントの算定要件を緩和し、卒業に向けて取り組む意欲の喚起を後押し

対象：地域包括支援センター等

現在の算定要件

介護予防支援又はケアマネジメントＡ若しくはケアマネジメントＢを実施し、生活機能等が改善したことにより、全ての介護予防サービス（居宅療養管理指導及び特定福祉用具購入費支給を除く。）及び地域密着型介護予防サービス並びに介護予防・生活支援サービスの利用を終了した居宅要支援被保険者等が、**一般介護予防事業への参加やその他の自主的な介護予防の取組に移行**し、主体的に継続するためのケアマネジメントを行うこと。

ただし、**当該取組が３か月以上継続している場合に限る**ものとし、また、過去１年以内に当該介護予防ケアマネジメントを行った利用者に対して実施することはできない。

変更内容

取組の継続期間を「３か月以上」から、

「１か月以上」に緩和する。

算定要件緩和の考え方

「卒業に関するケアマネジメント」の利用が低調な理由として、算定要件が必要以上に厳格であることが考えられる。まずは、**卒業に向けて取り組む意欲の喚起を後押し**するため、算定要件を緩和する。

自主的な介護予防の取組について

介護予防ケアマネジメントの目標に即した取組であり、以下の全ての項目に該当する場合をいう。

① 認知機能や運動機能の維持改善に資する取組であること
② 他者（家族以外の人）と交流があること
③ おおむね週１回以上取り組んでいること

※これまで、仕事やボランティア活動については、関係者以外との月１回以上の交流が含まれる活動に限っていたが、令和８年４月以降は、**仕事やボランティア活動の関係者であっても①～③の全てに該当する場合は「自主的な介護予防の取組」として取り扱う**。

見直し後の介護予防ケアマネジメントの類型

<table>
<tr><th></th><th>ケアマネジメントＡ
（原則的なケアマネジメント）</th><th>ケアマネジメントＢ
（簡略化したケアマネジメント）</th><th>ケアマネジメントＣ
(初回のみのケアマネジメント)</th><th>卒業に関する
ケアマネジメント</th></tr>
<tr><td>対象サービス</td><td>・訪問介護サービス
・１日型デイサービス
・生活援助特化型訪問サービス
・短時間型デイサービス</td><td>・短期集中予防支援訪問サービス
・短期集中運動型デイサービス
・短期集中通所口腔ケアサービス</td><td>・住民主体型生活支援訪問サービス
・一般介護予防事業（※1）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>アセスメントを行い、ケアプランを作成
併せて対象サービスの利用調整を実施</td><td colspan="2">アセスメントを行い、対象サービスの利用調整を実施</td><td rowspan="2">介護保険サービスの利用を終了した者に対して、一般介護予防事業への参加やその他の自主的な介護予防の取組に移行し、主体的に継続するためのケアマネジメントを実施
※取組が１か月以上継続している場合のみ</td></tr>
<tr><td>１か月に１回モニタリング（面接は３か月に１回）</td><td>サービス担当者会議及びモニタリングは簡略化して実施</td><td>サービス利用中に再度ケアマネジメントが必要になった場合は、サービス実施団体が地域包括支援センターに連絡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委託料</td><td colspan="2">月４４２単位（4,729円）</td><td colspan="2" rowspan="3">月７４２単位（7,939円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・初回加算３００単位（3,210円）
・委託連携加算３００単位（3,210円）</td></tr>
<tr><td></td><td>短期集中予防支援加算
３００単位（3,210円）</td></tr>
</table>

※　類型の異なる複数のサービスを利用する場合は、Ａ＞Ｂ＞Ｃの順で、より上位のケアマネジメントを適用

※1　一般介護予防事業（地域介護予防拠点、高齢者地域交流サロン、認知症カフェ）については、介護予防ケアマネジメントを経ずに利用することも可能

01　現行の取組状況

02　見直しの背景

03　見直しの目的

04　見直しの内容
（介護予防ケアマネジメント）

05　見直しの内容
（短期集中型サービス）

加算を創設し、自立支援に資する取組を促進

対象：サービス事業者

名称

卒業加算

対象

短期集中型サービス
（短期集中予防支援訪問サービス、短期集中運動型デイサービス、短期集中通所口腔ケアサービス）

算定要件

短期集中型サービスの利用により生活機能等が改善し、地域包括支援センター等が利用者に対して卒業に関するケアマネジメントを実施するに至った場合

加算額

７，９３９円（卒業に関するケアマネジメントと同額）

加算創設の考え方

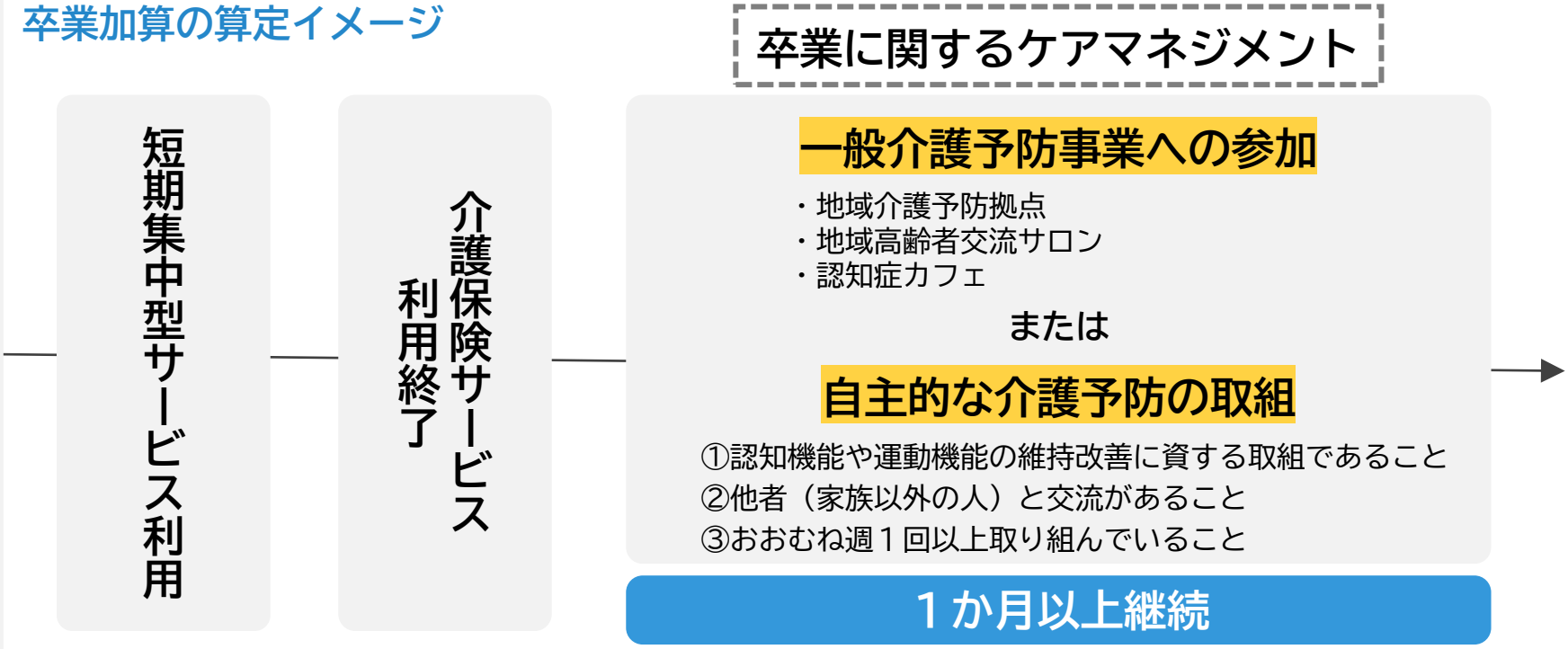
利用者が介護保険サービスの利用を終了し、一般介護予防事業への参加やその他の自主的な介護予防の取組に移行するためには、地域包括支援センター等からの働きかけだけでなく、サービス事業者からの働きかけも不可欠であることから、**地域包括支援センター等と協力した自立支援の取組を促進するため、サービス事業者に対して「卒業に関するケアマネジメント」と同等の加算を創設する。**

自立支援にはサービス事業者からの働きかけも重要

自立に向けた視点

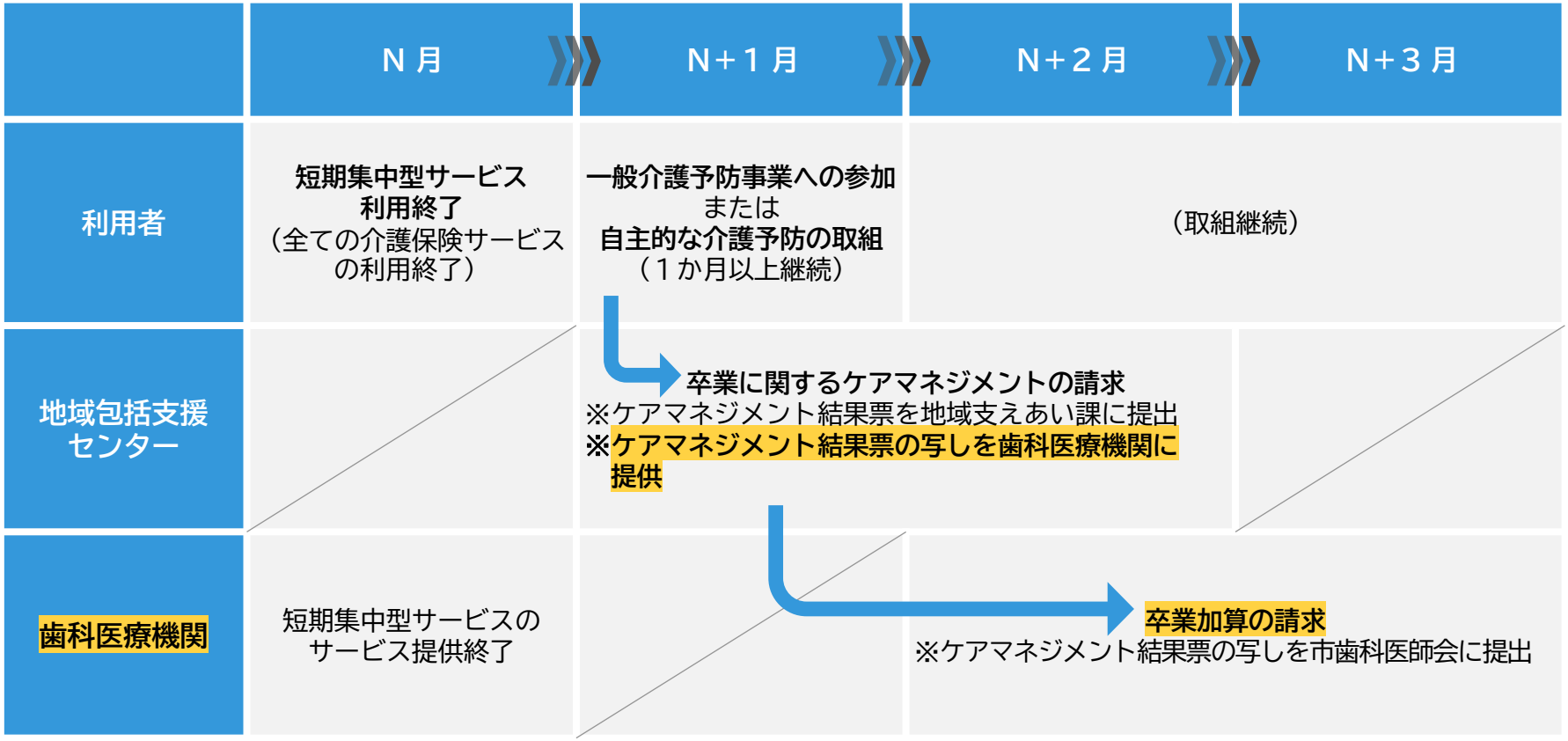
・利用者の目標達成に向けたサービス実施
・短期集中型サービスの「セルフケアプログラム」を踏まえたセルフマネジメント能力向上
・地域資源へのつなぎを意識した働きかけ（地域包括支援センター等と協力）

卒業加算の算定イメージ



卒業加算請求の流れについて

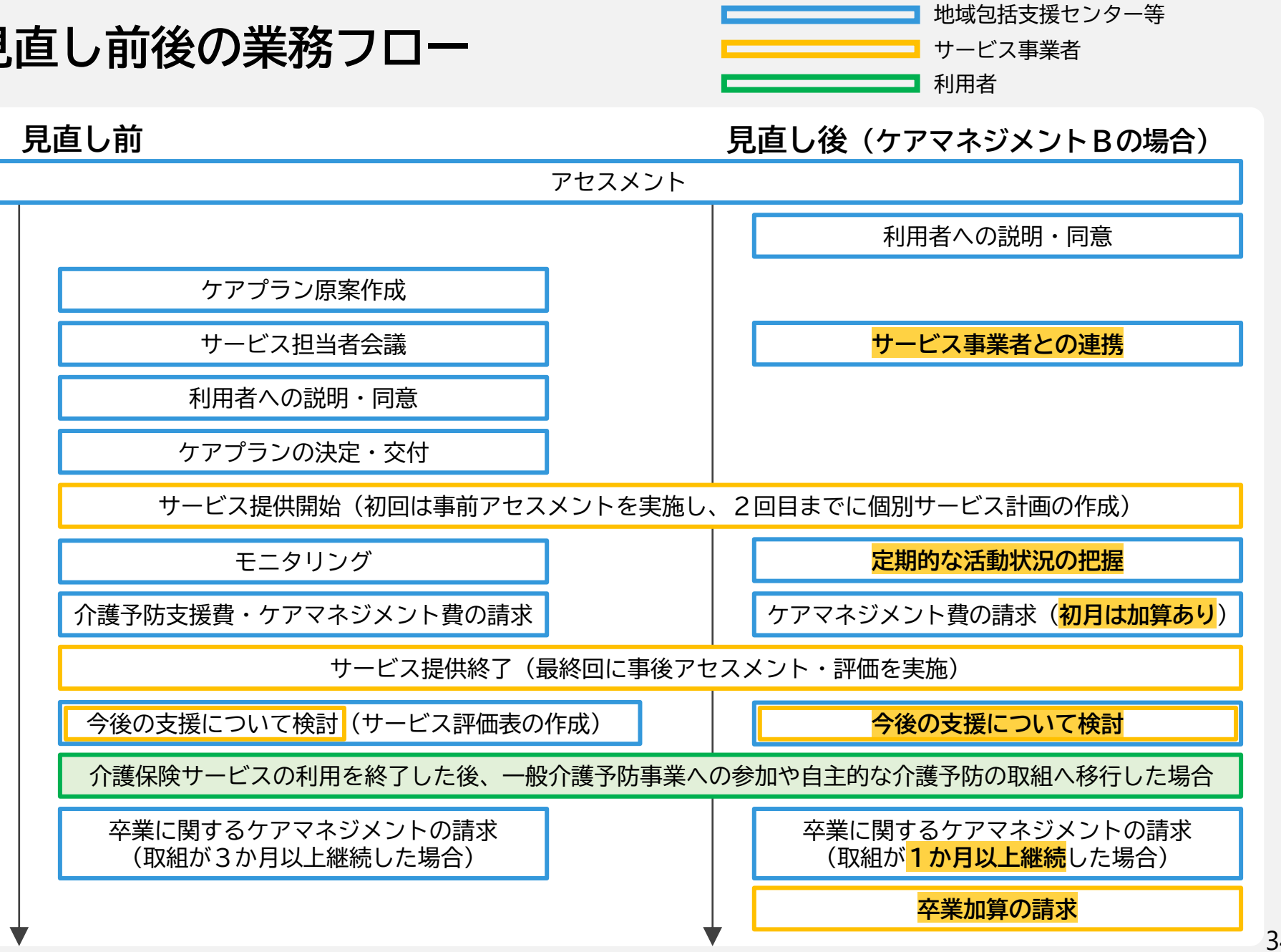
卒業加算請求の流れ



留意事項

卒業加算の対象者は、**令和８年４月１日以降に短期集中型サービスの利用を終了した者**に限ります。

見直し前後の業務フロー



御清聴ありがとうございました。

関係者全員が一体となって、自立支援に資する取組を促進していきましょう